

第1回 井原市立小・中学校のあり方検討委員会 要項

日 時 令和7年12月3日(水) 14:00~

場 所 井原市役所4階 大会議室

1 開 会

教育長あいさつ

委嘱状交付

2 自 己 紹 介

3 委員長・副委員長 選 出

委員長あいさつ

4 諮 問

5 審 議

(1) 諮問内容について

(2) 検討委員会スケジュールについて

(3) 資料説明

(4) 保護者アンケートについて

(5) その他

6 そ の 他

7 閉 会

副委員長あいさつ

(写)

諮 問 書

令和7年12月3日

井原市立小・中学校のあり方

検討委員会委員長 殿

井原市教育委員会

教育長 森川孝一

今後の井原市の小・中学校のあり方について（諮問）

本市はこれまで、小規模校においては少人数のメリットを生かした教育活動に取り組んできた。しかし、少子化による児童生徒数の減少に伴い、そのメリットよりも課題が上回っていくことも予想される。については、今後も児童生徒数の減少が見込まれる中、さらに学校が小規模になることによる教育的な諸課題を踏まえ、子どもたちにとって、より望ましい教育環境を整備する必要がある。

このような現状に鑑み、今後の井原市における小・中学校のあり方の検討を貴委員会に諮問する。

諮 問 事 項

○少子化に対応した小・中学校のあり方について

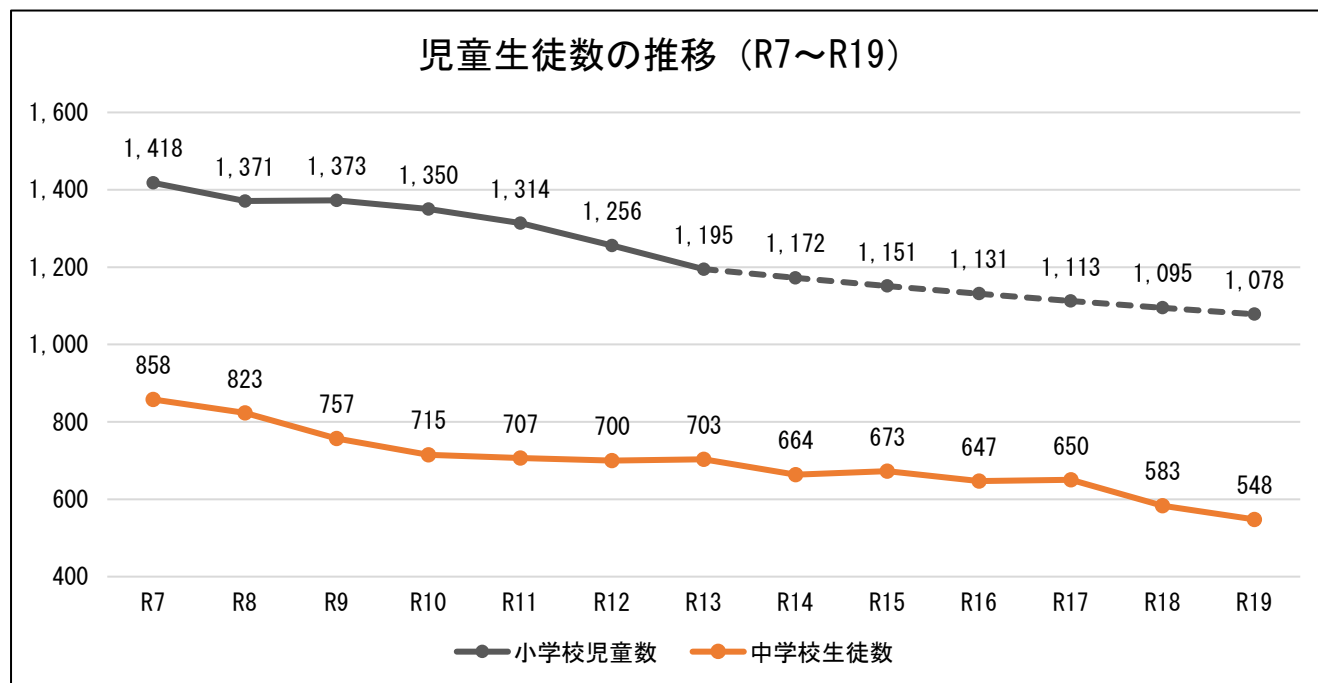
井原市立小・中学校の適正規模、適正配置について

小・中学校児童生徒数の推移イメージ（R7～R19）

資料 1

(単位：人)

学区	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
小学校児童数	1,418	1,371	1,373	1,350	1,314	1,256	1,195	1,172	1,151	1,131	1,113	1,095	1,078
中学校生徒数	858	823	757	715	707	700	703	664	673	647	650	583	548
計	2,276	2,194	2,130	2,065	2,021	1,956	1,898	1,836	1,824	1,778	1,763	1,678	1,626



※ 小学校児童数のR14以降は減少率を用いた推計

小・中学校児童生徒数推計（～R19）

資料 2

- 【共通】 ・住民基本台帳をもとに、R7.4.1時点0歳～中3までの学区別住登人数から作成したもの。
 ・転入転出や区域外就学等は考慮していないため、実際の児童生徒数とは異なる。
 ・R7時点の0歳児がそのまま地元の小中学校に進学する想定。

小学校児童数推計

- 【備考】 ・R13の小1～小6の人数はR7.4.1時点0～5歳の人数
 ・R14以降は前年人数に1年あたり減少率を乗じて推計。微増となるものもあるが、機械的に算出した。
 ・R14以降は端数により各校の人数と計が一致しない場合がある。

→ 小学校児童数のR14以降は減少率を用いた推計

(単位：人)

学区	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R7→R13 減少率	1年あたり 減少率	R14	R15	R16	R17	R18	R19	1学年 あたり	学区
高屋小学校	157	155	153	152	140	137	135	14.0%	2.3%	132	129	126	123	120	117	19.5	高屋小学校
大江小学校	62	57	54	48	40	39	32	48.4%	8.1%	29	27	25	23	21	19	3.2	大江小学校
稲倉小学校	31	31	32	33	30	31	37	-19.4%	-3.2%	38	39	41	42	43	45	7.5	稲倉小学校
県主小学校	36	31	24	20	21	12	11	69.4%	11.6%	10	9	8	7	6	5	0.9	県主小学校
木之子小学校	99	102	98	95	101	102	95	4.0%	0.7%	94	94	93	92	92	91	15.2	木之子小学校
荏原小学校	58	53	56	54	55	58	51	12.1%	2.0%	50	49	48	47	46	45	7.5	荏原小学校
西江原小学校	209	205	204	200	192	186	189	9.6%	1.6%	186	183	180	177	174	172	28.6	西江原小学校
野上小学校	4	3	3	5	6	5	5	-25.0%	-4.2%	5	5	6	6	6	6	1.1	野上小学校
青野小学校	18	18	17	17	20	19	15	16.7%	2.8%	15	14	14	13	13	13	2.1	青野小学校
井原小学校	154	140	141	134	130	120	108	29.9%	5.0%	103	98	93	88	84	79	13.2	井原小学校
出部小学校	396	401	415	426	437	417	403	-1.8%	-0.3%	404	405	407	408	409	410	68.4	出部小学校
芳井小学校	126	112	116	108	91	82	68	46.0%	7.7%	63	58	54	49	46	42	7.0	芳井小学校
美星小学校	68	63	60	58	51	48	46	32.4%	5.4%	44	41	39	37	35	33	5.5	美星小学校
計	1,418	1,371	1,373	1,350	1,314	1,256	1,195	15.7%	2.6%	1,172	1,151	1,131	1,113	1,095	1,078		

中学校生徒数推計

- 【備考】 ・R19の中1～中3の人数はR7.4.1時点0～2歳の人数

(参考) (参考)

(単位：人)

学区	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R7→R13 減少率	1年あたり 減少率	R14	R15	R16	R17	R18	R19	1学年 あたり	学区
高屋中学校	155	146	131	117	115	105	102	34.2%	5.7%	97	102	98	83	74	69	23.0	高屋中学校
木之子中学校	165	146	133	128	115	106	96	41.8%	7.0%	102	104	106	105	99	88	29.3	木之子中学校
井原中学校	404	411	390	375	377	391	406	-0.5%	-0.1%	390	389	376	395	358	344	114.7	井原中学校
芳井中学校	85	77	65	58	63	62	68	20.0%	3.3%	49	54	40	42	28	28	9.3	芳井中学校
美星中学校	49	43	38	37	37	36	31	36.7%	6.1%	26	24	27	25	24	19	6.3	美星中学校
計	858	823	757	715	707	700	703	18.1%	3.0%	664	673	647	650	583	548		

井原市小・中学校等位置図



井原市立小・中学校の再編に関する保護者アンケート調査 ご回答のお願い

グローバル化の進展や人工知能の進化、情報機器の発達による人間関係の希薄化など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化する中、井原市では、子ども一人ひとりの確かな学力を育成し、可能性を伸ばすとともに、子どもの主体性や社会性、自立心、創造力などを育む教育を進めてきました。しかし、少子化による児童生徒数の減少に伴い、現在、国の定める標準規模を満たす学校は、小学校1校、中学校0校となっています。

これからの社会を生きる子どもたちには、集団の中で多様な考えや価値観に触れ、それらに柔軟に対応し、主体的に学ぶ力や探究する力、社会性や規範意識を培うことが必要であると考えています。少子化が続く中で、将来の児童生徒数の減少を踏まえ、一定以上の学校規模を確保するために、学校再編を検討しています。

現在、有識者・学校関係者・各学校運営協議会の代表者で構成する「井原市立小・中学校のあり方検討委員会」を設置し、小・中学校の適正規模、適正配置等について検討を進めています。この度、小・中学校のあり方について皆様のお考えを参考とさせていただくため、アンケートを実施することとしました。

皆様には、ご多忙のところ誠に恐れ入りますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和8年2月

井原市

ご回答にあたって

このアンケートは、インターネットでご回答ください。
※回答内容は統計的に処理し、目的外の使用は一切ありません。

<回答方法>

1. 右の二次元コードを読み取り、回答ページへアクセスしてください。
2. アクセス後、画面の指示にしたがって回答してください。



◆回答期限：令和8年2月〇〇日（〇）まで◆

<注意事項>

- ・今回のアンケートは未就学児、小学生、中学生の保護者を対象としています。当てはまる区分ごとに1回お答えください。
(例：小学生・中学生のお子様がいる場合、それぞれの二次元コードから計2回お答えください。)
- ・同じ小（中）学校にきょうだいがいる場合、一番下のお子様のことを1回お答えください。
(例：3年生と1年生の場合は、1年生のお子様のことをお答えください。)

【お問い合わせ先】井原市教育委員会学校教育課 TEL：0866-62-9532

※裏面に参考資料がありますので、ご覧ください。

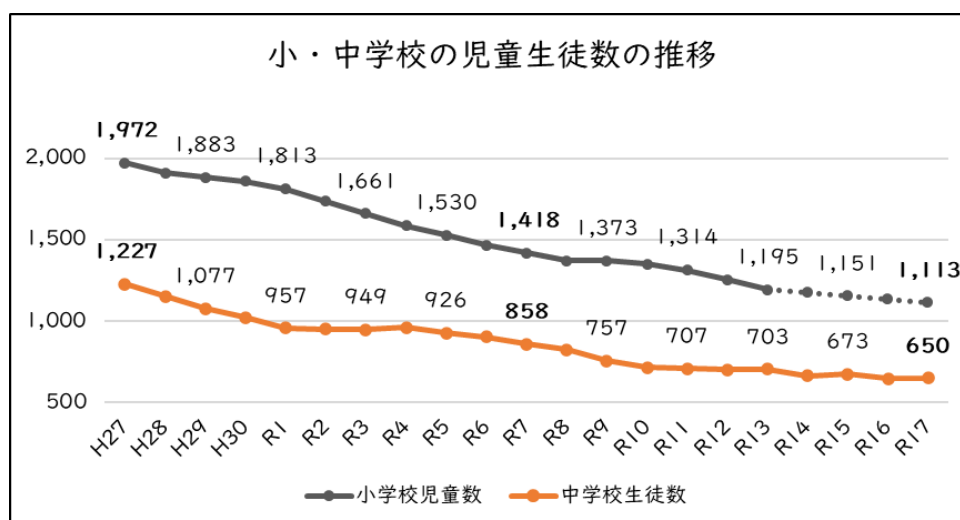
井原市立小・中学校の小規模化の現状について

日本の総人口は平成23年から減少局面を迎えており、少子化により小・中学校の児童生徒数も減少の一途を辿っています。井原市においても同様の傾向であり、学校規模の小規模化が進んでいます。

そうした中、学校生活の中で多様な考えや価値観に触れ、社会性や規範意識を育み、将来社会に出てからも「自分らしい人生」を歩んでいけるよう、児童生徒にとって学びやすく、楽しく通えるような環境をつくっていくことが大切だと考えています。

1. 市内の児童生徒数は大きく減少しています

市内の児童生徒数は、平成27年度から令和7年度の10年間で28.9%（923人）減少し、今後、令和17年度までの10年間で、さらに22.5%（513人）の減少が見込まれます。



※小学校児童数の令和14年度以降に関する数値は、令和7年度の実績と令和13年度の見込より減少率を算出し、推計しています。

2. 小規模校における教育の課題と解決

小規模校には、「一人一人にきめ細かい指導を行いやすい」「他学年や地域の方との交流活動がしやすい」等の良さがある一方で、課題も抱えています。

○小規模校にはどのような課題があるのか

- ・児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ・切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ・習熟度別学習やグループ学習など、子どもにあった多様な学習形態をとりにくい

○学校規模の適正化にはどのような良さがあるのか

- ・多様な考えや価値観に触れ、学び合い、切磋琢磨し合える環境になる
- ・新たな人間関係を構築する力を身に付けることができる
- ・運動会や合唱などの学校行事等、集団での活動の幅が広がる

【ご多忙のところ最後までお読みいただき、ありがとうございました。】

小中学校のあり方に関するアンケート（保護者向け）（案）

- 【備考】
- ・未就学児、小学生、中学生の保護者向けのアンケート
 - ・案内文は3種類作成（二次元コードは3種類）
 - ・質問内容は、区分ごとに比較できるようにするため大きく変えない
（主に、未就と小は小学校について、中は中学校について聞く）
 - ・属性に関することは区分ごとに文言等を変える（学区や学年など）

- （注意事項に記載）
- ・ご自身のお子様の学校生活について、以下の質問にお答えください。
 - ・同じ小（中）学校にきょうだいがいる場合、一番下のお子様のことをお答えください。
（例：3年生と1年生の場合は、1年生のお子様のことをお答えください。）

- | | | |
|------|-----|---|
| 属性 | Q 1 | お住まいの小（中）学区はどこですか。（各学区より選択） |
| 属性 | Q 2 | 学年の学級（クラス）数はいくつですか。（1つを選択）
<ul style="list-style-type: none">・複式学級（複数の学年を1学年に編制した学級のこと）・1学級・2学級・3学級・4学級以上 ※小中学生の保護者のみ回答 |
| 属性 | Q 3 | 学級（クラス）の人数は何人ですか。（1つを選択）
<ul style="list-style-type: none">・10人以下・11人～20人・21人～30人・31人以上 ※小中学生の保護者のみ回答 |
| 規模 | Q 4 | 1学年あたりの学級（クラス）数はどの程度が望ましいと思いますか。（1つを選択）
<ul style="list-style-type: none">・複式学級（複数の学年を1学年に編制した学級のこと）・1学級・2学級・3学級・4学級以上 |
| 規模 | Q 5 | 1学級（クラス）あたりの人数はどの程度が望ましいと思いますか。（1つを選択）
<ul style="list-style-type: none">・10人以下・11人～20人・21人～30人・31人以上 |
| 望むこと | Q 6 | どのような学校にお子様を通わせたいですか。（3つまで選択）
<ul style="list-style-type: none">・子どもの人間関係が広がり、多様な考えに触れることができる・子どもの人間関係を深めることができる・習熟度別学習やグループ学習など、子どもにあった多様な学習形態がとれる・様々な場面で一人ひとりが役割を務める機会が多い・グローバル化やICT化など、さまざまな社会の変化に対応した教育が充実している・教育施設・設備が整っている・ふるさとを愛し、誇りをもてる教育を行っている・教員の目が行き届きやすく、きめ細かな指導ができる・学校・保護者・地域が一体となった活動ができる・PTA活動等において、保護者1人あたりの負担が少ない・その他（自由記述） |

再編 Q 7

市教育委員会では、これからの社会を生きる子どもたちには、集団の中で多様な考えや価値観に触れ、それらに柔軟に対応し、主体的に学ぶ力や探究する力、社会性や規範意識を培うことが必要であると考えています。少子化が続く中で、将来の児童生徒数の減少を踏まえ、一定以上の学校規模を確保するために、学校再編を検討しています。
一定以上の学校規模を確保するための小（中）学校の再編について、どのように思いますか。（1つを選択）

- ・ 学校再編を進めるべき
- ・ どちらかと言えば、学校再編をした方がよい
- ・ どちらかと言えば、学校再編はしない方がよい
- ・ 学校再編は進めるべきではない

再編 Q8-1

【分岐】「学校再編を進めるべき」、または「どちらかと言えば、学校再編をした方がよい」を選択した理由として、あなたの考えに近い選択肢を選んでください。（2つまで選択）

- ・ 多様な考えに触れ、学び合い、切磋琢磨し合える環境になる
- ・ 幅広い人間関係の中で子どもたちの表現力やコミュニケーション能力、協調性、たくましさなどを育成できる
- ・ 子どもの友達が増え、人間関係が広がる
- ・ 運動会などの学校行事や合唱など、集団での活動の質が向上する
- ・ 習熟度別学習やグループ学習など、子どもにあった多様な学習形態により学習効果が向上する
- ・ 教育の専門性向上が望める（免許外指導の解消、専門家による外国語教育やICT教育など）
- ・ PTA活動等において、保護者1人あたりの負担が軽減される
- ・ 教職員数の確保により、教員1人あたりの負担が軽減される
- ・ 少子化のためやむを得ない
- ・ その他（自由記述）

再編 Q8-2

【分岐】「どちらかと言えば、学校再編はしない方がよい」、または「学校再編を進めるべきではない」を選択した理由として、あなたの考えに近い選択肢を選んでください。（2つまで選択）

- ・ 子どもたちに教員の目が行き届きにくくなる
- ・ 家から学校までの距離や通学時間が増える
- ・ 発表など、個々の活躍の機会が減る
- ・ 異なる学年との交流の機会が減る
- ・ 新たな人間関係により子どもの心理的負担が増える
- ・ 教材・教具や運動場・体育館・特別教室などの施設を余裕をもって使えなくなる
- ・ 体験的な学習や校外学習を機動的に行いにくくなる
- ・ 地域の衰退につながる
- ・ 自分の母校がなくなってしまう
- ・ その他（自由記述）

再編 Q 9

学校再編を検討するにあたり、特にどのような点に配慮が必要だと思いますか。（2つまで選択）

- ・ 子どもにとっての環境変化への対応
（人間関係づくり、心身の負担軽減、いじめの未然防止や不登校の予防）
- ・ 一人の子どもが複数回の再編を経験しないようにする
- ・ 一定規模の集団が確保できるようにする
- ・ 通学（時間・距離・方法）と安全確保に関する対応
- ・ 学校施設・設備の整備・充実
- ・ 保護者・地域住民への十分な説明
- ・ 学校区の地域バランス
- ・ 地域の拠点機能の継承（防災、文化・スポーツ活動、地域交流など）
- ・ 学校再編で学校が空き施設になった場合の有効活用策
- ・ その他（自由記述）

通学 Q 1 0

学校再編により、仮に、ご自身のお子様の通学距離が伸びたとすると、どのような通学方法が適当だと思いますか。（適当と思うものすべてを選択）

- ・ 徒歩
- ・ 自転車（未就学、小学生は選択肢から消す）
- ・ 公共交通機関
- ・ スクールバス
- ・ 保護者送迎
- ・ その他（自由記述）

井原市立小・中学校のあり方検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 井原市における公立の小学校・中学校の規模や配置をはじめとする教育施設のあり方について調査及び検討し、小学校、中学校に在籍する児童生徒の教育の環境整備、及び多様な学び方の支援の充実を図るため、井原市立小・中学校のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、井原市の公立の小学校・中学校のあり方に関し、必要な事項を調査及び検討し、その結果を教育長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 学校関係者

(3) 各学校区の学校運営協議会の代表

(4) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

2 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和9年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課及び教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 第5条の規定にかかわらず、最初に開かれる委員会は、教育長が招集する。

(失効)

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。